

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-390-8781

営業時間 月～金 午前9時～午後5時

担当 _____

※24時間必要に応じて相談に応じる連絡体制をとっており、営業時間外は転送電話にて対応します。

2. かるがも居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	かるがも居宅介護支援事業所
所在地	東京都東村山市本町4丁目2番地1号 パルナス久米川101号室
介護保険指定番号	1372700144
サービス提供する地域	東村山市 小平市 東大和市 東久留米市 清瀬市

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 (主任介護支援専門員)	社会福祉士	1名		管理業務・苦情処理 (居宅介護支援業務兼務)	1名
介護支援専門員	介護福祉士 作業療法士		1名以上 1名以上	居宅介護支援業務	2名以上
事務職員			1名	請求業務・事務全般	1名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(4) 休業日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

市への申請 ⇒ 認定調査 ⇒ 要介護認定 ⇒ 居宅と契約⇒アセスメント(課題抽出)
⇒サービス担当者会議⇒介護サービス計画 ⇒サービスの利用⇒モニタリング

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、保険料滞納等で法定代理受領ができない場合は自己負担となります。

① 居宅介護支援費 (I) (II) (1ヶ月につき)

要介護1・2の方・・・・・・・・・・1,086単位(12,000円)

要介護3・4・5の方・・・・・・・・・・1,411単位(15,591円)

② 特定事業所加算 (1ヶ月につき)

特定事業所加算 (I)・・・・・・・・・・519単位(5,734円)

- 特定事業所加算 (Ⅱ) 4 2 1 単位 (4, 6 5 2 円)
- 特定事業所加算 (Ⅲ) 3 2 3 単位 (3, 5 6 9 円)
- 特定事業所加算 (A) 1 1 4 単位 (1, 2 5 9 円)
- 特定事業所医療介護連携加算 1 2 5 単位 (1, 3 8 1 円)
- ③ 初回加算 (対象者のみ) 3 0 0 単位 (3, 3 1 5 円)
- ④ 入院時情報連携加算 (対象者のみ)
 - 入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2 5 0 単位 (2, 7 6 2 円)
 - 入院時情報連携加算 (Ⅱ) 2 0 0 単位 (2, 2 1 0 円)
- ⑤ 退院・退所加算 (対象者のみ) 4 5 0 単位～9 0 0 単位
 - カンファレンスなし 1 回 450 単位 (4,972 円) ・ 2 回 600 単位 (6,630 円)
 - カンファレンスあり 1 回 600 単位 (6,630 円) ・ 2 回 750 単位 (8,287 円)
 - 3 回 900 単位 (9,945 円)
- ⑥ ターミナルケアマネジメント加算 4 0 0 単位 (4, 4 2 0 円)
 - ターミナル期に 2 日以上訪問し、サービス変更の必要性を把握し、主治医等及びサービス事業者へ状況等の情報を提供した場合
- ⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (対象者のみ)
 - 2 0 0 単位 (2, 2 1 0 円)
- ⑧ 通院時情報連携加算 (対象者のみ) 5 0 単位 (5 5 2 円)
- ⑨ 特定事業所集中減算 (対象者のみ) - 2 0 0 単位 (- 2, 2 1 0 円)
- ⑩ 運営基準減算 (対象者のみ)
 - 運営基準減算 1 5 0 %
 - 運営基準減算 2 算定できない

※利用料には、地域単価の 11.05 円を乗じています。

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

ご都合により、契約後居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合、解約料はいただきません。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営方針

住み慣れた地域で安心して暮らせるように医療と介護の連携を強め、利用者の立場にたって公正中立で適切な居宅介護支援を行っていきます。

(2) 事業内容

要介護者が介護サービスを適切に利用できるよう居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。要介護者の自立支援に向け、必要なケアプランを作成します。利用者および家族と相談し、サービス事業者の仲介と実施、継続的に管理と評価を行っていきます。必要に応じてケアプランの変更なども行っていきます。

(3) サービスの利用について

利用者及び家族は複数のサービス事業者の紹介を求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から以下の 2 点を別紙にて説明致します。

- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。
- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス毎の同一事業者によって提供されたものの割合。

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、退院後の円滑な在宅サービスの移行を支援するために、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝え下さるようにご協力ください。

介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。介護支援専門員への研修は随時行っています。

6. 緊急時における対応方法

介護支援専門員は訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告します。

7. 高齢者虐待防止の対応

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 定期的に研修等を実施し、従業者の人権意識の向上・知識や技術の向上に努めます。
- (2) 虐待防止委員会を定期的に開催し、会議内容について職員へ周知します。
(委員会については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。

8. 身体拘束等の適正化の推進

介護支援専門員は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず行う場合にはその態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

9. ハラスメントについて

職場、介護現場においてハラスメントによって就業環境が害されることを防止し、適切なサービスを提供できる体制が確保出来るよう努めます。

10. 事業所における業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を実施していきます。

11. 事業所における感染対策について

- (1) 感染症予防・拡大防止のための委員会を設置、定期的に会議を開催し、その内容について職員へ周知徹底を図ります。
- (2) 感染症予防・拡大防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症予防・拡大防止のための研修等を定期的に実施します。

12. 事故発生時の対応

利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供中に、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべ

私は、居宅介護支援事業のサービス提供にあたり重要事項の説明をいたしました。

令和 年 月 日

事業者 <所在地> 東京都東村山市本町4丁目2番地1号
パルナス久米川101号室
<名称> 西都保健生活協同組合
かるがも居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援事業所）
<代表者> 管理者 渡辺 育美

説明者 かるがも居宅介護支援事業所 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援事業のサービス及び重要事項の説明を受け
了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者 <住所> _____

<氏名> _____

代理人 <住所> _____

<氏名> _____ (続柄 _____)